

一、道別現在人口増加率

二、道別人口流出流入超過

三、道別職業別人口構成

四、道別在朝鮮内地人口の移動

第二目 道別人口動態と勞力供給量

一、道別出生率、死亡率及自然増加率

二、在朝鮮内地人口の出生率、死亡率及自然増加率

然増加率

三、朝鮮道別勞力供給量の推計

第九節 朝鮮人の内地交流状況の變化

第一項 朝鮮人口の概観と内地移住

第二項 内地在住朝鮮人人口の若干の考察

第十節 大東亞戰爭の職業的人口移動に及ぼせる影響

第一項 戦時下に於ける職業的人口移動の特質

第二項 工業勞働人口の増加

第三項 農業勞働人口の流出

第四項 商業人口の轉業

第三章 主要交戦國に於ける戰爭の人口に及ぼしたる影響とその對策の概略

第一節 第一次歐洲大戰の主要交戦國人口動態に及ぼしたる影響

第一項 第一次歐洲大戰の規模

第二項 戰爭による出生脱落

第三項 銃後の死亡増加

第四項 戦傷病死

第五項 戰爭による人口損耗通計

第六項 婚姻の減少

第二節 第一次歐洲大戰後の主要交戦國人口情勢及

び人口對策

第一項 戰爭の人口に及ぼす構造的影響、特に銃後勞働力の不足と婦人勞働の普及について

第二項 第一次歐洲大戰以降今次大戰に至る主要交戦國の人口動態

第三項 第一次大戰後の各國人口對策概観

第三節 第一次歐洲大戰の獨逸國民體力に及ぼせる影響

第一項 總論

第二項 戰爭の近代化と國家總力戰

第三項 國民體力に及ぼす戰爭の意義

第二項 各論

第一目 戰爭の國民體力に及ぼしたる影響

第二目 戰爭の國民保健に及ぼしたる影響

第三目 戰爭下の死亡狀況

第四目 戰爭の母性能力に及ぼしたる影響

第五目 戰爭の妊孕現象に及ぼしたる影響

第六目 戰爭の精神病及國民精神に與へたる影響

第七目 戰爭下に於ける性病の蔓延狀況

第四節 今次大戰下に於ける獨逸人口動態並に人口對策

第一項 今次大戰下獨逸人口動態

第二項 今次大戰下に於ける獨逸の人口對策

第四章 長期戦下の人口對策

第一節 長期戦下の人口對策の目標

第二節 人口の地域的移動に對する對策

第一項 人口の地域的移動に對する應急對策

第二項 人口の地域的移動に對する恒久的對策

第一目 人口再配分計畫の國土計畫に於ける地位

第二目 人口再配分計畫に關する一つの手法

以上

各項目報告擔當者氏名

第一章 岡崎 研究官

第二章 第一、二及三節 關山 研究官

第四及五節 横田 研究官

第六及七節 島村 研究官

第八節 館 研究官

第十節 雪山 研究官補

第三章 第一、二及四節 本多 研究官

第三節 笠間 研究官補

第四章 第一節 岡崎 研究官

第二節 館 研究官

妻の職業別出生力調査(第一次)の施行

厚生省研究所人口民族部に於ては、特に妻の職業を考慮したる夫婦出生力に關し人口政策上一基本資料を得ることを目的として、妻の職業別出生力(第一次)調査を行ふこととなつたが、その調査要綱、調査票等を掲ぐれば以下の如くである。

尚、調査要綱記載の趣旨の下に選定せる調査豫定地は左記の如く、配付調査票は五萬票を超える見込である。

調査豫定地

一、紡織業

(一) 鹿兒島縣

川邊郡 萬世町

加世田町

(一) 日置郡 東市來町

(二) 新潟縣 北魚沼郡 堀之内町
古志郡 山本村

(三) 富山縣 東礪波郡 東山見村
南山見村
雄神村
般若村

(四) 岐阜縣 (三箇村)

(五) 島根縣 那賀郡 長濱村
都治村

二、製絲業

(一) 新潟縣 北魚沼郡 廣瀬村
堀之内町

(二) 長野縣 上伊那郡 小野村
朝日村
川岸村
諏訪郡 豊田村
湊村

(三) 山口縣

玖珂郡 小瀬村
藤河村
御庄村
師木野村
南河内村

東筑摩郡 筑摩地村
小縣郡 泉田村

(四) 岡山縣 都窪郡 中洲村
帶江村
中庄村
菅生村
清音村
川邊村
箭田村
二万村
穂井田村
西阿知町
富田村
長尾町
黒崎村

三、人造絹絲製造業

(一) 滋賀縣 栗太郡 瀬田町
下田上村
上田上村

(二) 廣島縣 安藝郡 戸坂村
中山村
温品村
畑賀村
三川村
山本村
八幡村
沼田東村
長谷村

妻の職業別出産力(第一次)調査要綱

一、調査の目的

妻の職業と出産力との關係を研究するため、女子勞務者の出産力の狀態を職業別に調査し、以て人口政策の基本資料の一たらしめんとす。

二、調査の方法

標本調査により、特定の職業に對し集中的に多數の女子出稼者を出だす地域を選定し、その地域に於ける有配偶者に對し別紙調査票を配付し記入せしむ。但し右調査票の配付及蒐集は關係官公署に之を委嘱す。

三、調査の期日

昭和十八年三月一日午前零時現在



昭和18年3月1日現在

妻の職業別出産力調査票

調査の目的

注意

この調査は妻の職業が出生力と如何なる關係を有つものであるかを明らかにし、現下喫緊の人口政策の基本資料を提供せんとするものであります。

1. 記入事項は最終の取扱をなし統計作製以外の目的には絶対に使用しませんから有りの儘を正確に記入して下さい。
2. 墨又はインキで記入して下さい。
3. 数字は洋数字で記入して下さい。

人口問題研究 第三卷 第十二號

裏面の記入例を参照して詳細に記入して下さい。

(イ) 住所		府 縣 郡 市 區 町 村				
(ロ) 夫の氏名		(ニ) 夫の出生の年月日		年 月 日		
(ハ) 妻の氏名		(ホ) 妻の出生の年月日		年 月 日		
(ヘ) 夫の初婚再婚の別		初婚	再婚	結婚年月		
(ト) 妻の初婚再婚の別		初婚	再婚	年 月		
(チ) 夫の職業	(リ) 妻の職業	職業は現在の本業を總稱又は略稱を用ひないで詳細に記入して下さい。例へば「女工」とせず「×工業會社女工」の如く記入して下さい。				
		職業は現在の本業を總稱又は略稱を用ひないで詳細に記入して下さい。例へば「女工」とせず「×工業會社女工」の如く記入して下さい。				
(ニ) 妻の職業の經歷	職業の種類		従業期間			
	職業は就職年月順に總稱又は略稱を用ひないで詳細に記入して下さい。		實際の就職及退職の年月を記入して下さい。			
(ウ) 夫の教育程度	無	小學校	中等學校	專門學校以上	自分の學歷に相當する所に○をつけて下さい。例へば尋常及高等小學校卒業者と高等小學校中途退學者は「小學校卒」に○を、尋常小學校中途退學者は「小學校修」に○をつけて下さい。	
		卒	修	卒		
		卒	修	卒		
		卒	修	卒		
(カ) 妻の教育程度	無	小學校	中等學校	專門學校以上	自分の學歷に相當する所に○をつけて下さい。例へば尋常及高等小學校卒業者と高等小學校中途退學者は「小學校卒」に○を、尋常小學校中途退學者は「小學校修」に○をつけて下さい。	
		卒	修	卒		
		卒	修	卒		
		卒	修	卒		
(キ) 所得	50圓未満	50圓以上 100圓未満	100圓以上 150圓未満	本票には俸給生活者、商工業者、地主及賃銀労働者のみ記入して下さい。妻の所得ある場合には夫の所得と合計して下さい。所得額は昭和7年1ヶ年間の總所得の平均月額を算定して下さい。例へば俸給生活者は月給に賞與、財産収入及父兄の補助金等を月額にしたものと加算して所得階級相當の所に○をつけて下さい。		
	150圓以上 200圓未満	200圓以上 300圓未満	300圓以上			
(ク) 農業者の區別	地主	自作	本票には農業者のみ記入して下さい。耕地を所有して耕作しない者は「地主」に、其の他の者は「自作」「自作兼小作」及「小作」中該當する所に○をつけて下さい。	(ケ) 耕作反別	町 段	
	自作兼小作	小作				
(コ) 出産の順位	(カ) 男女の別	(キ) 出産の年月日	(ク) 死亡又は死産の場合には其の年月	(ケ) (カ)の欄には實際に生れた年月日、實際に死んだ年月を記入して下さい。死産の場合には(カ)欄の年月の前に「死産」と書き入れて下さい。出産児が1子以上の場合には貼紙をして記入して下さい。(カ)欄男女の別は出産児が男ならば「男」に、女ならば「女」に○をつけて下さい。		
	男	女	年 月 日			年 月
	男	女	年 月 日			年 月
	男	女	年 月 日			年 月
	男	女	年 月 日			年 月
	男	女	年 月 日			年 月
	男	女	年 月 日			年 月
	男	女	年 月 日			年 月
	男	女	年 月 日			年 月
	男	女	年 月 日			年 月

記入例

(イ) 住所		熊本府 熊 本 郡 託 郡 市 區 清 水 町 村					
(ロ) 夫の氏名	吉 田 太 郎	(ニ) 夫の出生の年月日	明治 38 年 2 月 10 日	実際に生れた年月日を記入して下さい。もし生年月不詳の場合には数へ年何歳と記入して下さい。			
(ハ) 妻の氏名	吉 田 花 子	(ヒ) 妻の出生の年月日	明治 42 年 5 月 2 日	戸籍抜出への届出が實際に夫婦関係に入つた年月と前後する場合は役場への届出年月でなく實際に夫婦関係に入つた年月を記入して下さい。			
(ヘ) 夫の初婚再婚の別	<input type="radio"/> 初婚 <input checked="" type="radio"/> 再婚	初婚者は「初婚」に、再婚以上は「再婚」に○をつけて下さい。	(ケ) 結婚年月	昭和 4 年 4 月	戸籍抜出への届出が實際に夫婦関係に入つた年月と前後する場合は役場への届出年月でなく實際に夫婦関係に入つた年月を記入して下さい。		
(セ) 妻の初婚再婚の別	<input type="radio"/> 初婚 <input checked="" type="radio"/> 再婚			(ク) 夫の職業	小 作 農		
(イ) 出産児の數	出生児 5 人 死産児 1 人	出生児には生きて生れた子の數のみを記入し、尚、出生後死亡した子も計算に加へて下さい。先夫又は先妻の間に生れた子及び子、預り子は計算から除いて下さい。子のない人は「なし」と記入して下さい。死産児には産後4ヶ月未満の流産を除いて下さい。		(カ) 妻の職業	××人造絹絲工場人絹工		
(ニ) 妻の職業の經歷	(イ) 職業の種類	従 業 期 間					
	職歴は就職年月日に種別又は時給を用ひないで詳細に記入して下さい。	實際の就職及退職の年月を記入して下さい。		年月不詳のときは下欄に従来の大略の年次とその年月数を記入して下さい。			
	女 中 奉 公	自 年 月 至 年 月		大正 11 年 頃 1 年 6 箇月			
	〇〇人造絹絲株式会社人絹工	自大正 12 年 9 月至大正 14 年 2 月		年 頃 年 箇月			
	熊本地方専賣局煙草工場煙草製造工	自大正 14 年 4 月至昭和 2 年 11 月		年 頃 年 箇月			
	△△製絲紡績株式会社機織工	自昭和 3 年 3 月至昭和 4 年 1 月		年 頃 年 箇月			
	××人造絹絲工場人絹工	自昭和 4 年 2 月至 年 月		年 頃 年 箇月			
(ホ) 夫の教育程度	無	小 學 校 卒 修	中 等 學 校 卒 修	專 門 學 校 以 上 卒 修	自分の學歷に相當する所に○をつけて下さい。例へば尋常及高等小學校卒業者と高等小學校中途退學者は「小學校卒」に○を、尋常小學校中途退學者は「小學校修」に○をつけて下さい。		
(ヘ) 妻の教育程度	無	小 學 校 卒 修	中 等 學 校 卒 修	專 門 學 校 以 上 卒 修			
(ト) 所得平均月額	50圓未満	50圓以上 100圓未満	100圓以上 150圓未満	本欄には俸給生活者、商工業者、地主及賃銀労働者のみ記入して下さい。妻の所得ある場合には夫の所得と合計して下さい。所得額は昭和17年1ヶ年間の総所得の平均月額を算定して下さい。例へば俸給生活者は月給に賞與、財産収入及父兄の補助金等を月割にしたものを加算して所得階級相當の所に○をつけて下さい。			
(チ) 農業者の區別	地 主	自 作	本欄には農業者のみ記入して下さい。耕地を所有して耕作しない者は「地主」に、其の他の者は「自作」「自作兼小作」及「小作」中該當する所に○をつけて下さい。		(リ) 耕作反別	1 町 7 段	1 世帯内に2組以上の夫婦が同居して共同耕作して居る場合には其の耕作反別を1夫婦毎に等分して記入して下さい。
	自 兼 小 作	〇 小 作					
(三) 出産児の調査事項	(イ) 出産の順位	(ロ) 男女の別	(ハ) 出産の年月日	(ニ) 死亡又は死産の場合には其の年月	(ホ) (ナ)の欄には實際に生れた年月日、實際に死んだ年月を記入して下さい。死産の場合には(ナ)欄の年月の前に「死産」と書き入れて下さい。出産児が11子以上の場合には貼紙をして記入して下さい。イ欄男女の別は出産児が男ならば「男」に女ならば「女」に○をつけて下さい。		
	第 1 子	男	〇 女	昭和 6 年 2 月 18 日	年 月		
	第 2 子	〇 男	女	昭和 8 年 10 月 10 日	年 月		
	第 3 子	男	〇 女	昭和 10 年 8 月 9 日	死産 昭和 10 年 8 月		
	第 4 子	〇 男	女	昭和 12 年 12 月 3 日	年 月		
	第 5 子	〇 男	女	昭和 15 年 6 月 4 日	昭和 16 年 7 月		
	第 6 子	男	〇 女	昭和 17 年 1 月 17 日	年 月		
	第 7 子	男	女	年 月 日	年 月		
	第 8 子	男	女	年 月 日	年 月		
	第 9 子	男	女	年 月 日	年 月		
第 10 子	男	女	年 月 日	年 月			

四、調査の客體

第一次調査としては差當り、紡織業、製絲業及人造絹絲製造業に従事し又は營て従事したる女子勞務者の調査に重點を置くこととし、この種勞務者を多數に供出しある府縣につき適當なる町村を選定し、これらの町村の全右配偶者につき調査をなすものとす。

五、調査の事項

- (一) 夫婦の調査事項
- (イ) 住 所
- (ロ) 夫の氏名
- (ハ) 妻の氏名
- (ニ) 夫の生年月日
- (ホ) 妻の生年月日
- (ヘ) 夫の初婚再婚の別
- (ト) 妻の初婚再婚の別
- (チ) 結婚年月
- (リ) 出産兒の數
- (ヌ) 夫の現在の職業
- (ル) 妻の現在の職業
- (ヲ) 妻の職業の經歷
- (ワ) 夫の教育程度
- (カ) 妻の教育程度
- (ヨ) 所得の平均月額
- (タ) 農業者の區別 (地主、自作、小作、自作兼小作)
- (レ) 耕作反別
- (二) 出産兒の調査事項
- (イ) 出産の順位

(ロ) 男女の別

(ハ) 出産の年月日

(ニ) 死亡又は死産の場合には其の年月日

妻の職業別出産力調査の葉

一、調査票の配付、記入及蒐集

イ、調査票は現に配偶者の有るものに限り配付し、夫妻の何れかに其の記入を依頼して下さい。若し何等かの事情で記入困難の場合には、調査員の方が代筆して下さい。

ロ、本調査の調査單位は世帯ではなく、夫婦でありますから、一世帯に二夫婦以上ある場合には夫婦の數だけ調査票を配付し、それぞれ記入を依頼して下さい。

ハ、調査票の配付先は之を記録し置き、調査票蒐集の際対照して蒐集洩れのない様注意して下さい。

ニ、調査票の配付に際しては、記入依頼者に對し本調査の趣旨及調査票の記入方法を十分説明し、記入依頼者が本調査に進んで協力し、正確なる記入をなすやう努めて下さい。

ホ、調査期日は昭和十八年三月一日午前零時現在でありますから、調査票はなるべく其の二、三日前に配付し、三月一日中に記入を終るやうに注意して下さい。記入済の調査票は出来るだけ速に蒐集し、三月十日までに縣宛發送して下さい。

二、調査事項

調査事項に就いては調査票の記入欄に簡単な説明を書き添へてありますが更に次に之を補足して置きます。若し是等によるも尙不分明の點がありますれば當

部宛照會して下さい。

調査票の記入はなるべく墨又はインキを用ひさせて下さい。已むを得ず鉛筆を用ひる場合には明瞭に記入するやう特に注意して下さい。

イ、住 所

現に居住してゐる所の地名を記入させて下さい。

ロ、氏 名

夫婦の氏名は出来るだけ記入される事を希望しますが、氏名の記入がある爲に調査票の記入を忌避するやうな場合には之を強要するには及びません。但し氏名の記入を省略した場合には番號をつけ、之を控へて置いて下さい。又氏名が戸籍上のものと通稱のもの異なる場合には、その何れを記入しても差支へありません。

ハ、夫妻の出生年月日

實際に生れた年月日を記入するのです。若し年月不詳の場合には數へ年何歳と記入して下さい。

ニ、初婚再婚の別

初婚者は初婚の欄に、再婚者は再婚の欄に記入するのは勿論ですが、三婚以上の場合も再婚の所に記入するのです。

ホ、結婚年月

實際に結婚した年月を記入するのです。従つて役場への届出が實際に夫婦關係に入つた年月と前後する場合は、役場への届出の年月でなく、實際に夫婦關係に入つた年月を記入するのです。

ヘ、出産兒の數

出産兒の數とは現在の夫婦間に生れた子供數です。から、養子、預り子は勿論先妻又は先夫の間に生れ

た子供も計算から除くことになります。然し現在の夫婦間に生れた子供であれば、生きて生れた子供(出生児)は勿論死んで生れた子供(死産児)の數も夫々別に合計して記入して下さい。

死産児には妊娠四ヶ月未満の流産を除き、それ以後の死産産を死産として記入するのです。

尙生きて生れた子供については、其の子が現に生存してゐると否とを問はず、又現に同居して居ると否とを問はず、其の總數を合計記入するのです。

出生兒數は昭和十八年三月一日午前零時に於ける事實を調査するのですから、調査時刻以後に生れた子供は一切記入しないことになります。又調査時刻以後に死んだ子供は「死亡年月」の欄には記入しないことになります。

ト、職業

職業は本業のみ記入し、副業又は兼業を記する必要はありません。尙職業名は總稱又は略稱を用ひないで詳細に記入して下さい。例へば「國民學校訓導」「××工業會社仕上旋盤工」「××鑛山支柱夫」「地主」「自作農」等の如く記入するのです。

チ、妻の職業の經歷

妻の職業の經歷は、妻の職業を就職年月順に詳細に記入して下さい。之も現在の職業と同様に、總稱や略稱を用ひないで詳しく記入するのです。例へば單に「女工」とせずに「××人造絹絲株式會社××部××工」まで記入するのです。從業期間については實際の就職及退職の年月を記入することになつてゐますが、この年月が不詳のときは從來の大略の年

次と從業の年月數を記入して下さい。り、教育程度

學校卒業者又は修業者は、卒業又は修業した學校中最も程度の高いものを記入するのです。檢定試験合格者は其の資格相當の學校卒業と記入します。尙青年學校、實業補習學校は小學校、乙種實業學校は中等學校として取扱つて下さい。

ヌ、所得平均月額

所得額は昭和十七年一ヶ年間に於ける總所得、例へば俸給生活者ならば給料、賞與、父兄の補助金、財産收入等の總額を月割にした額を記入するのです。商工業者及地主ならば總收入から必要の經費を差引いたものが所得となるのです。地主が、地代として現品を收納する場合には、その現品を金錢に見積つて記入して下さい。賃銀労働者は俸給生活者に準じて記入して下さい。若し妻の所得がある場合には、之をも加算して月額を出すのです。尙本所得額の調査は課税とは全く關係がなく、所得と出産力との關係を明かにすることのみを目的としてゐるのですから、懸念なくありの儘を記入して下さい。

ル、農業者の區別

耕地を所有しながら自ら耕作しない者、又は耕地の大部分を耕作せずして他に小作せしむる者は「地主」に、自分の所有耕地を耕作するものは「自作」に、自分の耕地と他人の耕地を合せて耕作する者は「自作兼小作」に、他人の耕地のみを耕作する者は「小作」に記入するのです。「地主兼小作」即ち自己の所有地の全部又は大部分を耕作せずに、他から耕地を借受けて耕作する場合は、其の實情により調査票所

載の農業者の區別の何れかに記入するのです。ヲ、耕作段別

現に耕作してゐる田畑の總段別を、段未滿を四捨五入して記入するのです。但し調査票(タ)農業者の區別欄に「地主」と記入したものは本欄には一切記入を要しません。尙一世帯内に二組以上の夫婦が同居して共同耕作をしてゐる場合には、其の耕作段別を一夫婦毎に等分して記入するのです。

ワ、出生兒の出産年月日

出生兒の實際に生れた年月日を記入するのです。若し生年月不詳の場合には數ヶ年何歳と記入するのです。

カ、出生兒の死亡又は死産の場合の年月

出生兒の死亡せる場合は實際の死亡年月を記入するのです。若し死亡の年月不詳の場合には數ヶ年何歳と死亡年齢を記入し、又生死不明の場合には不詳と記入するのです。

死産兒の場合にはその實際の年月を(ナ)の欄に記入するのは勿論(ネ)の「出生の年月日」の欄にも記入することになります。

人口民族部特別懇談會

本人口民族部に於ては昭和十七年十一月二十七日最近濠洲より歸朝されし外務省囑託池田徳眞氏を招いて特別懇談會を催したが、大東亞戰勃發の前後に互る同氏の經驗を中心とした最近の濠洲事情について種々有益なる報告を聞いた。